

(案)

海辺活性化事業予定地
(美浜区新港237-1) 貸付
基本協定書

平成31年3月〇〇日

目 次

第1章 総則	1
第1条 協定の目的	1
第2条 用語の定義	1
第3条 貸付区域と内容	1
第4条 貸付期間	2
第5条 当事者の責務	2
第6条 権利義務の譲渡等	2
第2章 本施設の設計等	2
第7条 本施設の設計	2
第8条 設計の変更	2
第3章 本施設の建設等	2
第9条 施工計画書	2
第10条 本施設の建設	3
第11条 事前調査	3
第12条 建設工事に伴う近隣および埋設物等管理者との調整	3
第13条 電気等の調達	3
第14条 施工管理者等の設置	3
第15条 借受人による工事の完了検査	3
第16条 本市による工事の完了確認	3
第4章 土地の貸付契約	4
第17条 土地の貸借に係る契約の締結	4
第5章 本施設の運営・維持管理	4
第18条 施設等用途の制限	4
第19条 行為の制限	4
第20条 貸付区域の使用の調査等	5
第21条 近隣及び埋設物等管理者との調整	5
第22条 電気等の調達	5
第6章 貸付区域の使用内容の変更、中止等	5
第23条 貸付区域の使用内容の変更、中止等	5
第7章 協定の終了	5
第24条 協定期間	5
第25条 協定の解除	6
第26条 本市と借受人の合意による協定の解除等	6
第27条 協定の解除等の公表	7

第8章 原状回復の義務	7
第28条 原状回復の義務	7
第9章 負担区分	7
第29条 リスク分担	7
第30条 土壌汚染対策	7
第31条 損害賠償等	7
第32条 瑕疵担保責任	7
第33条 第三者に与えた損害	8
第34条 地震等による損害	8
第35条 著作権の侵害	8
第36条 特許権等の使用	8
第10章 貸付区域の使用の報告	8
第37条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の報告等	8
第11章 補則	8
第38条 届出義務	8
第39条 秘密の保持	9
第40条 管轄裁判所	9
第41条 個人情報の保護	9
第42条 優先順位	9
第43条 その他	9

別記

個人情報取扱特記事項

暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約

付属図書

基本計画書

 その1 土地使用計画書

 その2 配置図

 その3 平面図

 その4 実施工程表

別添図

海辺活性化事業予定地
(美浜区新港237-1) 貸付
基本協定書

千葉市（以下「本市」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「借受人」という。）は、千葉市美浜区新港237-1の一部において、海辺活性化事業予定地（美浜区新港237-1）貸付（以下「本貸付」という。）の実施に関する必要な事項を定めるため、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（協定の目的）

第1条 本協定は、本貸付に関し、借受人を決定し、設計、建設、運営及びそれらに付随関連する事項に関し、関係法令の定めるところに従い、本市と借受人が相互に協力し、本貸付を確実に円滑に進めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は次のとおりとする。

（1）貸付区域とは、本貸付を実施するための千葉市美浜区新港237-1に位置する海辺活性化事業予定地の別添図に示す区域をいう。

（2）埋設物等管理者とは、海辺活性化事業予定地（千葉市美浜区新港237-1）において既に存在する地下埋設物等の管理者のことをいう。

（3）本市等とは、本市及び埋設物等管理者のことをいう。

（4）本使用とは、借受人が貸付区域を使用することをいう。

（5）基本計画書とは、本協定に付属図書として添付された、土地使用計画書、配置図、平面図及び実施工程表のことをいい、本市及び借受人の協議により、その内容の一部を変更した部分については変更後の内容をいう。

（6）本貸付関連契約とは、本協定の他、本使用の実施を目的として締結する一切の契約のことをいう。

（7）本施設とは、借受人が実施する構造物の築造、土地の造成等をいう

（貸付区域と内容）

第3条 借受人は、貸付区域において、借受人が本貸付の募集で提出した土地使用概要に基づき、本協定締結後、各関係機関等との協議及び本市等との協議を経て確定する使用内容を包括的に実施するものとする。

2 本貸付において、借受人は、自ら資金調達を行い、第2条に定める本施設の設計・建設業務を実施し、築造した施設等を所有したうえで運営・維持管理業務及びこれらに付随し関連する一切の業務を実施する。

3 本貸付において、本市は、貸付区域を借受人に賃貸する。

4 借受人は、第3条第1項に定める使用内容について、「土地使用計画書」を本市に提出し、本市の承諾を得なければならない。

5 借受人は、基本計画書に定める事項について、変更のある場合は、借受人は相当の期間を設けて本市等と協議を行った上で、事前に書面により本市に申請し、本市の承諾を得て、本使用の

内容を変更しなければならない。但し、軽易な事項に関してはこの限りでない。

(貸付期間)

第4条 本貸付の実施期間(以下、「貸付期間」という。)は、土地の貸借に係る契約締結の日から10年間とする。但し、貸付を途中で中止する場合、貸付期間の終了日は、本市が定め、別途、借受人に通知するものとする。また、本市の施策により貸付期間を延長する場合は、借受者との協議により期間を決定する。

(当事者の責務)

第5条 本市及び借受人は、本貸付の実施にあたり、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 借受人が整備する施設等のすべての整備、管理、運営及びこれにかかる手数料並びに公租公課等の費用は借受人が負担する。

3 本市は、本貸付にかかる業務が、民間の借受人によって実施されることを十分理解し尊重する。

4 本市等と借受人は、本貸付の実施において、必要な相互の協力のほか、関係機関等との連絡・調整を怠ってはならない。

(権利義務の譲渡等)

第6条 借受人は、本協定に別段の定めのあるほか、本市と事前の協議が無い限り、いかなる第三者に対しても、本協定及び本貸付関連契約上の地位及び権利義務を譲渡、転貸またはその他の処分をしてはならない。

2 借受人は、前項の規定に基づき、本協定及び本貸付関連契約上の地位及び権利義務を譲渡、転貸またはその他の処分を行う場合には、その相手方に対し、本貸付及び本協定の主旨を十分理解させたうえでなければならない。

第2章 本施設的设计等

(本施設的设计)

第7条 借受人は、基本計画書のその4「実施工程表」に従い、本施設について設計図書を作成し、本市の確認を受けなければならない。

2 本市は、必要があると認める場合、借受人に対して、設計の進捗状況について報告を求めることができ、借受人は、この求めに応じなければならない。

(設計の変更)

第8条 借受人は、設計の大幅な変更をする場合には、本市等と事前に協議するものとする。

2 本市は、必要と認めた場合には、借受人に設計の変更を求めることができる。これに伴う追加的な費用は、借受人が負担することとする。

第3章 本施設の建設等

(施工計画書)

第9条 借受人は本施設の建設に関する施工計画書を作成し、本施設の工事着工日までに、本市

の確認を受けなければならない。

(本施設の建設)

第10条 借受人は、本市に確認を受けた設計図書及び施工計画書に従い建設業務を実施しなければならない。

(事前調査)

第11条 借受人は、本施設の建設に伴い、土地に関する各種調査を実施する場合、事前に本市等と協議したうえで、自らの責任・費用負担において実施しなければならない。また、その結果についても本市等に報告しなければならない。

(建設工事に伴う近隣および埋設物等管理者との調整)

第12条 借受人は、本施設の建設工事の実施に当たり、近隣住民および埋設物等管理者に対し工事内容（施工時期、施工方法等の計画等をいう。）を説明し、了解を得るように努めなければならない。本市は、必要に応じ借受人が行う説明に協力するものとする。

2 借受人は、本施設の建設工事が近隣の生活環境および海辺活性化事業予定地（千葉市美浜区新港237-1）において既に存在する地下埋設物等と与える騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下、電波障害等の諸影響等について予め調査、検討し、必要な対策を講じなければならない。

3 借受人は、本施設の建設工事には、本市等と協議の上、同意を必要とする。

(電気等の調達)

第13条 借受人は、本施設の建設工事に必要な電気・上下水道、ガス等は自らの責任及び費用負担で調達しなければならない。

(施工管理者等の設置)

第14条 借受人は、本施設の建設工事に関し、借受人の責任において施工管理者等を定め、その者の名称等を本市に届出なくてはならない。

2 本市は必要と認める場合、施工管理者等に対し施工状況等について確認することができる。

(借受人による工事の完了検査)

第15条 借受人は、本施設について、その完成後速やかに自らの責任と費用負担で関係法令の定めるところに従い完了検査を行い、終了後速やかに完了検査結果に関する書面の写し等を添えて本市に報告しなければならない。

(本市による工事の完了確認)

第16条 本市は、前条による完了検査の後に、基本計画書、設計図書に従い建設されていることを確認するために完了確認を行う。

2 本市は、完了確認の結果、設計図書の内容と著しく相違があると判断した場合、借受人に対して相当の期間を定めてその是正を求めることができ、借受人は自らの責任及び自己の負担においてこれに従い、改めて本市の確認を得なければならない。

3 借受人は、本市の是正の要求に対し意見を陳述できるものとし、その内容が客観的に合理的

であると認められるときは、本市は当該要求を取り下げる。

4 本市は、是正の要求による建設工事の内容及び結果について何らの責任を負うものではない。

第4章 土地の貸付契約

(土地の貸借に係る契約の締結)

第17条 本市と借受人は、貸付区域について土地の貸借に係る契約を、本協定締結日から6ヶ月以内かつ本施設の建設工事の着工日までに締結する。借受人の責により契約締結前に辞退した場合は、落札者が落札時に見積った契約金額の100分の3の金額を違約金として徴収する。

2 契約期間は、この土地の貸借に係る契約締結の日から10年間とする。ただし、契約期間において、第4条による貸付期間の変更があった場合は、契約期間を変更するものとする。

3 貸付料は、月額〇〇〇,〇〇〇円とする。

4 借受人は、保証金として、土地の貸借に係る契約締結のとき、契約金額の100分の10以上の金額を本市に無利子で預託しなければならない。

5 借受人は、この土地の貸借に係る契約終了日までに、借受人の負担において原状に復し、本市に返還しなければならない。但し事前に本市が認めた場合についてはこの限りでない。

6 本市は、この土地の貸借に係る契約の終了後速やかに、第4項に定める保証金のうち本貸付関連契約に基づき借受人が負担する一切の債務の弁済に当てた残額を借受人に返還するものとする。

第5章 本施設の運営・維持管理

(施設等用途の制限)

第18条 借受人は、次に定める施設を設置することはできない。

(1) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途等に使用する施設

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団または法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されているものを利する用途等公序良俗に反する用途等に使用する施設

(3) 政治的又は宗教的用途に使用する施設

(4) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等の用途に使用する施設

(5) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される用途に使用する施設

(6) 墓地、納骨堂、遺体安置所、消費者金融の用途等に使用する施設

(7) 上記の他、千葉市が適さないと判断した用途に使用する施設

(行為の制限)

第19条 借受人は、協定期間中に貸付区域において、次に定める行為を行い又は第三者に行わせることはできない。

(1) 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等

(2) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業

- (3) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- (4) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下、「暴力団」という。)及びその利益となる活動を行う者、千葉県暴力団排除条例(平成23年条例第10号)第2条第3項に規定する暴力団密接関係者(以下、「暴力団密接関係者」という。)の活動
- (6) 墓地、納骨堂、遺体安置所、消費者金融の用途等として使用する行為
- (7) 上記の他、千葉市が適さないと判断した行為

(貸付区域の使用の調査等)

第20条 本市は必要と認める場合、借受人の費用負担に基づき、本使用の状況について自ら調査を行い、又は借受人に報告を求めることができる。

2 本市は、前項の調査又は報告により、本使用が適切に実施されていないと認める場合、借受人に対し、その改善を指示することができる。

3 借受人は、本市から前項の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

(近隣及び埋設物等管理者との調整)

第21条 借受人は、本施設の運営・維持管理に関し、近隣および埋設物等管理者と調整が必要な場合には、自己の責任及び費用の範囲において実施しなければならない。本市は必要に応じ借受人の行う調整に協力するものとする。

2 借受人は埋設物等管理者と協力して貸付区域を使用する事とし、必要に応じて管理協定等を締結する事とする。

(電気等の調達)

第22条 借受人は、土地の使用に必要な電気、上下水道、ガス等は自らの責任及び費用負担で調達しなければならない。

第6章 貸付区域の使用内容の変更、中止等

(貸付区域の使用内容の変更、中止等)

第23条 社会情勢、経済情勢又はその他の事由により、第3条第4項で定めた基本計画書に基づく本使用の実施内容を変更する必要がある場合は、借受人は相当の期間を設けて本市等と協議を行った上で、事前に書面により本市に申請し、本市の承諾を得て、本使用の内容を変更することができる。

2 本市は、借受人が本協定、契約の条件又はその他関係法令等に違反するなど、必要があると認める場合、本使用の内容の変更又は一時中止を指示することができる。

第7章 協定の終了

(協定期間)

第24条 本協定の期間は、本協定の締結日から第17条に定める保証金の返還等の清算行為が完了するまでとする。

(協定の解除)

第25条 本市は、借受人が次の各号の一つに該当する場合、前条の協定期間に関わらず本協定を解除することができる。この場合における解除の時期については、本市が定め、別途借受人に通知するものとする。

(1) 本貸付に関連した本市への提出書類に関して、虚偽の記載が含まれることが発覚した場合。

(2) 借受人が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合及び手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

(3) 営業譲渡の決議がされた場合、強制執行の申立て、競売申立て、及び仮差押え又は仮処分の申立てを受け又は、公租公課の滞納処分を受けた場合

(4) 経営状況など借受人の責めに帰すべき事由により、本使用の継続が困難となり、借受人から本市に、本協定の解除の申請を行い、双方の協議の上、本市が同意した場合。

(5) 理由の如何を問わず、土地の貸借に係る契約を解除した場合。

(6) 前各号のほか、本協定上の義務を履行せず、かつ、本市が相当の期間を定めて催告しても、なおも履行しない場合。

(7) 借受人が、本協定、契約書条件又はその他関係法令等に違反する行為をおこなった場合

(8) 土地使用計画書に反するなど、本使用の目的から逸脱し、本市からの再三の警告等が発せられてもなお改善が見られない場合

(9) 本市借受人間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合

(10) 第17条に記載する期間内に契約の締結をしなかった場合

(11) 借受人が、監督官庁により営業取消もしくは停止等の処分を受けた場合

(12) 借受人が、暴力団員又は暴力団員密接関係者に該当する場合

2 借受人は、本市が前項による解除をした場合、その他借受人の責めに帰すべき事由により本市が損害を被り、又は被る恐れのある場合、当該損害を賠償しなければならない。

3 借受人は、第1項の規定により本協定を解除された場合、既納の貸付料の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払いを本市に求めることはできない。

(本市と借受人の合意による協定の解除等)

第26条 借受人は、経営状況など借受人の責めに帰すべき事由により、本使用の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の6か月前までに、本市に対して書面により解除の申請を行った上で、本市と借受人で協議の上、本市が同意した場合に限り、本協定を解除することができる。

2 借受人は、前項の規定により本協定を解除した場合、既納の貸付料の還付を求めることはできない。

3 本協定締結後、天災地変などの不可抗力により、借受人の貸付区域内の施設等が滅失又は損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する等、借受人の責めに帰すべき事由によらず本協定の履行が不可能となった場合、本市と借受人は協議し、合意のうえ本協定を解除することができる。

(協定の解除等の公表)

第27条 本市は、第23条第2項に基づき、本使用の内容の変更又は一時中止を指示した場合、又は、第25条第1項に基づき本協定を解除した場合、借受人の商号又は名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表できる。

第8章 原状回復の義務

(原状回復の義務)

第28条 借受人は、本貸付の終了時に、貸付区域において借受人の責により汚損もしくは破損した部分を、原状に回復の上、本市の立会いのもとで本市に返還しなければならない。ただし、本市が原状回復を必要ないと認めた場合は、この限りではない。

2 前項の規定による原状回復にかかる費用は、借受人が負担する。

3 借受人が、本条第1項の規定により原状回復する場合、借受人はその内容や方法等について、事前に書面により本市に申請し、本市の承諾を得なければならない。

4 借受人が、本条第1項の規定による原状回復を行わない場合、本市は代わりにこれを行い、借受人の代表者に費用を請求することができる。この場合において、本市は原状回復にかかる費用につき第17条第4項の保証金を充当することができる。

5 前項により、借受人が損害を受けることがあっても、本市は、その賠償の責を負わないものとする。

第9章 負担区分

(リスク分担)

第29条 本貸付における責任及びリスク分担の考え方は、借受人が本貸付に伴い実施する行為については、借受人が責任をもって遂行し、それに伴い発生するリスクについては、全て借受人が負うものとする。借受者は負担するリスクを想定したうえで提案を行うものとする。

(土壌汚染対策)

第30条 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項第1号に定める基準又はその他関係法令(条例を含む。)に定める基準(以下「関係法令の基準」という。)に適合しない土壌汚染に対する、土壌汚染対策法又はその他関係法令(条例を含む。)に準拠した対策費用は、借受人が支払うものとする。

(損害賠償等)

第31条 本市が第25条第1項により本協定を解除した場合、その他借受人の責めに帰すべき事由により本市が損害を被り、又は被る恐れのある場合、借受人の代表者及び帰責事由を生じさせた構成員は当該損害を賠償しなければならない。

(瑕疵担保責任)

第32条 借受人は、貸付区域内で隠れた瑕疵を発見しても、本市に対し貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(第三者に与えた損害)

第33条 借受人は、本使用の実施に伴い、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、借受人の責任と費用負担において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

(地震等による損害)

第34条 本市は、地震、火災、風水害、盗難、その他本市の責めに帰すことの出来ない事由によって、借受人が負った損害については、賠償する責めを負わない。

(著作権の侵害)

第35条 借受人は、その作成する成果物及び関連書類が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを本市に対して保証する。

(特許権等の使用)

第36条 借受人は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

第10章 貸付区域の使用の報告等

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の報告等)

第37条 借受人は、本使用の実施に当たり、暴力団の構成員(暴対法第2条第6号に規定するもの。以下、「暴力団員」という。)又は、暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに本市に報告するとともに、警察への届け出を行われなければならない。

2 借受人は、本使用に関して委託先等が暴力団員又は、暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに本市に報告するとともに、委託先等に対し、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

3 借受人は、前2項の規定により報告を受けた本市の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

第11章 補則

(届出義務)

第38条 借受人は、次の各号の一に掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により本市に提出しなければならない。

(1) 借受人の所在地、商号、名称を変更した場合。

(2) 借受人が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合。

(3) 借受人が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(4) 借受人が、本使用の実施に関わり、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた場合。

(5) 借受人が、本使用の実施に関わり、地震、火災、風水害、盗難、その他の事由により、損害を被った場合。

(6) 借受人の所有する施設が、本使用の実施に関わり、滅失又は毀損した場合。

(7) 借受人の貸付区域の全部又は一部を第三者に占拠された場合。

(秘密の保持)

第39条 本市及び借受人は、本協定に関する事項につき、相手方の事前の承諾を得ずしてこれを第三者に開示しないこと、及び本協定の履行の目的以外に使用しないことを確認する。ただし裁判所より開示が命ぜられた場合、本市が千葉県情報公開条例等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(管轄裁判所)

第40条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、本市の所在地を管轄する千葉地方裁判所とする。また適用法令は日本国内法とする。

(個人情報の保護)

第41条 借受人は、この協定による業務を行うための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(優先順位)

第42条 次に示す項目のうち、内容に相違がある場合の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 関係法令等
- (2) 土地の貸借に係る契約書
- (3) 本協定書
- (4) 質問回答書
- (5) 市有地一時貸付入札応募要領、および応募要領附属 物件調書
- (6) 適用する図書等

(その他)

第43条 本貸付に係る権利義務に関し、疑義を生じた場合は、本市と借受人はそれぞれ誠意をもって協議するものとする。

2 本市等と借受人協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 借受人は、個人情報の保護の重要性を認識し、本協定による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 借受人は、本協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3 借受人は、本協定による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 借受人は、本協定による事務に係る個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を設置し、本市にその旨を報告しなければならない。

3 借受人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する個人情報取扱借受人に該当する場合には、同法の規定を遵守するとともに、本市にその旨を報告しなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第4 借受人は、本協定による事務に従事する者（以下「従事者」という。）を明確にしておかななければならない。

2 借受人は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 借受人は、従事者に対し、個人情報の違法な利用及び提供に関して条例で規定する罰則が適用される可能性があることを周知しなければならない。

4 借受人は、従事者に対し、本協定による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5 借受人は、本協定による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用又は提供の禁止)

第6 借受人は、本市の指示又は承諾があるときを除き、本協定による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外の目的に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 借受人は、本市の指示又は承諾があるときを除き、本協定による事務を処理するために本市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第8 借受人は、本協定による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、委託先及び委託の範囲を本市に対して報告し、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 借受人は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託先に取り扱わせる場合には、本協定により借受人が負う義務を再委託先に対しても遵守させるとともに、借受人と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記しなければならない。この場合において、借受人は、本市の貸与した個人情報並びに借受人及び再委託先が本貸付による事務を処理するために収集した個人情報をさらに委託するなど、第三者に取り扱わせることを禁止しなければならない。

(作業場所の指定等)

第9 借受人は、本協定による事務の処理については、本協定で規定する貸付区域内において行うものとする。ただし、貸付区域外で事務を処理することにつき、当該事務を処理しようとする場所における個人情報の適正管理の実施その他の措置について、あらかじめ本市に届け出て、本市の承諾を得た場合には、当該作業場所において事務を処理することができる。

2 借受人は、本市の庁舎内において本協定による事務の処理を行うときは、本市の指定する時間に実施するも

のとする。この場合において、借受人は、従事者に対して、その身分を証明する書類を常時携帯させなければならない。

3 借受人は、本協定による事務を処理するために取り扱う個人情報を、貸付区域内又は第1項ただし書の規定により本市の承諾を受けた場所から持ち出してはならない。

(資料等の運搬)

第10 借受人は、従事者に対し、個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じたうえで運搬することその他安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(資料等の返還等)

第11 借受人は、本協定による事務を処理するために本市から貸与され、又は借受人が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本協定の終了後直ちに本市に返還し、又は引き渡すものとし、本市の承諾を得て行なった複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。ただし、本市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第12 借受人は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うものとする。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(検査等の実施)

第13 本市は、借受人が本協定による事務を処理するに当たっての個人情報の取扱状況について必要があると認めるときは、借受人に対し報告を求め又は実地に検査することができるものとする。

2 借受人は、本市から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第14 本市は、次のいずれかに該当するときには、本協定の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(1) 本協定による事務を処理するために借受人が取り扱う個人情報について、借受人又は再委託先の責めに帰すべき事由により本市又は第三者に損害を与えたとき

(2) 前号に掲げる場合のほか、借受人がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき

暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される本協定と一体をなす。

(表明確約)

第2条 借受人は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

2 借受人は、前項各号のいずれかに該当する者を委託先等、テナント借受人として契約しないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除)

第3条 本市は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この本協定を解除することができる。

(1) 借受人が前条第1項各号に該当するとき。

(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前条第1項各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(3) 借受人が、前条第1項各号のいずれかに該当する者を委託先等、テナント借受人として契約していた場合に、本市が借受人に対して契約相手の変更を求め、借受人がこれに従わなかったとき。

2 借受人が協同組合及び共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 借受人は、前2項の規定により本協定が解除された場合は、違約金として、本協定第〇〇号に規定する保証金の金額の10分の1に相当する額を本市が指定する期限までに支払わなければならない。

4 本協定を解除した場合において、保証金が納付されているときは、本市は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本市は、本条第1項及び第2項の規定により本協定を解除した場合は、これにより借受人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

6 本条第1項及び第2項の規定により本協定が解除された場合に伴う措置については、本協定の定めるところによる。

(不当介入の排除)

第4条 借受人は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに本市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 借受人の委託先等、契約するテナント借受人が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、借受人に速やかに報告するよう委託先等、契約するテナント借受人を指導すること。また、委託先等、契約するテナント借受人から報告を受けた際は、速やかに本市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(不当介入排除の遵守義務違反)

第5条 本市は、借受人が前条に違反した場合は、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行う。借受人の委託先等、契約するテナント借受人が報告を怠った場合も同様とする。